

# インドネシア観光法<sup>i</sup>における「観光」の定義規定からの 観光立国推進基本法における「観光」の定義規定への示唆

A Legislative Suggestion toward Definition of 'Kanko' or 'Tourism' in the Japanese Law from a perspective of the Indonesian Law

身玉山 宗三郎\*  
MITAMAYAMA Sozaburo

This paper provides a legislative suggestion to the Japanese Law that has no law-level definition of 'Kanko' or 'Tourism' by analyzing the Indonesian Law which has law-level definitions of 'Tourism'. Japan is aiming to increase inbound tourists. The Japanese diet has made a basic law called 'Kanko Rikkoku Suishin Kihon Ho' to facilitate various actors to achieve that goal. However, in that law, the definition of 'Kanko' or 'Tourism' is not stated. So the law is executed without the basic concept. There are some versions of definitions of 'Kanko' or 'Tourism' that can be called official but that definition looks like out of date as well.

Indonesian Law also seems to face some difficulty to define 'Tourism' but has made a breakthrough by providing 3 definitions to similar concepts that may be a good legal sample for Japan to consider.

キーワード：観光 (Kanko, Sight Seeing)、旅行 (Tourism)、ツーリズム(Tourism)、定義 (Definition)、インドネシア(Indonesia)、法 (Law)

## 1. はじめに

### (1) 背景

我が国の観光学において、基本的な用語である「観光」の定義には、定量的研究を可能ならしめる形態での定説が存在しないといわれる<sup>ii</sup>。また、観光学は学際的な学問といわれるが、観光学を社会学の一分野として捉える立場<sup>iii</sup>、観光学を経営学の一分野として捉える立場<sup>iv</sup>、観光学を政策学の一分野として捉える立場<sup>v</sup>、および観光学を学際的であるが一応独立した学問分野として捉える立場<sup>vi</sup>がそれぞれ存在している。

このような学問的状況下で「観光」を法的に捉えようとした場合、我が国観光立国推進基本法は、「観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであって、その持続的な発展は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとする我らの理想とするところである。また、観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、健康の増進、潤

いのある豊かな生活環境の創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献するものであることに加え、国際相互理解を増進するものである。」と規定している<sup>vii</sup>が、同法は「観光」についての公定的性質を規定するのみで、法文中の「もの」が現象なのか行為なのか不明で、「もの」の基礎概念を与えていない。

### (2) 本稿の目的と方法

本稿では、「観光」の定義をめぐる学問的状況を確認し、上記我が国観光立国推進基本法における「観光」の規定とインドネシア観光法における「観光」の定義規定を比較考察することにより、我が国観光立国推進基本法における「観光」の定義規定へ示唆を与えること<sup>viii</sup>を目的とする。

## 2. 「観光」の定義をめぐる学問的状況の確認<sup>ix</sup>

### (1) 同語反復となってしまう定義になっていない定義

\*大阪観光大学観光学部

比較的最も新しい文献である中尾(2017)によると、「観光とは、観光者が自己の自由時間に非日常生活圏で行う様々な活動で、観光消費を伴うものであり、非定住性原則・非営利性原則を有する活動である」とする<sup>x</sup>。

この説は、「観光」の定義中に「観光」の語を使用しており、同語反復であって、定義とは言いがたい。

## (2) 「観光」を「楽しみのための旅行」と定義する説

前田(2012)<sup>xi</sup>、岡本(2002)<sup>xii</sup>、ジェイティービー能力開発(2011)<sup>xiii</sup>は、「観光」を「楽しみのための旅行」と定義する。また、tourismの言葉の意味をtraveling for pleasureに限定する。

類似のものとして、香川(1996)<sup>xiv</sup>は、観光=tourismの含意として、①楽しみを目的とする旅行、②楽しみを目的とする旅行に関わる事象の2つが与えられることになるという。

「楽しみのための旅行」と定義する説では、「楽しみのためとはいえない旅行」、例えば医療ツーリズムやMICE<sup>xv</sup>、を説明できず、妥当でない。

## (3) 観光政策審議会答申における「観光」の定義を採用する説

観光政策審議会答申(平成7年(1995年)6月2日答申第39号)は、「観光」の定義を「余暇時間の中で、日常生活圏を離れて行う様々な活動であって、触れ合い、学び、遊ぶということを目的とするもの」と考える、としている。

観光企画調査研究会(平成7)<sup>xvi</sup>と交通公社教育開発教材出版事業部(2000)<sup>xvii</sup>が、この説を採用している。足羽(1998)<sup>xviii</sup>は、昭和44年4月観光政策審議会答申中の「観光」の定義を採用している。

長谷編(平成12)<sup>xix</sup>は、「観光」の定義を、自由時間における日常生活圏外への移動をともなった生活の変化に対する欲求から生ずる一連の行動とし、観光政策審議会答申(平成7年(1995年)6月2日答申第39号)による「観光」の定義を若干広げたものと考えられる。なお、長谷編(平成12)は、「観光」=「tourism」と捉える。

しかしながら、この定義の中の、「余暇時間」や「自由時間」という要素には問題があり、とりわけ観光企画調

査研究会(平成7) p.9の図で入院と商用を明示的に「観光」から除外しており、医療ツーリズムやMICEを説明できなくなっており、現状では妥当しないものとなっていると考えられる。

なお、向山(2009)<sup>xx</sup>は、1995年の観光政策審議会答申と、世界観光機関(UNWTO)による「ツーリズム」の定義を併記し、「観光」=「ツーリズム」とはとらえない。「ツーリズム」を「旅行」に近い概念として、ビジネス目的の旅行を含むとしている。

## (4) 上記「観光」の定義を批判する説

溝尾(2003)<sup>xxi</sup>は、「観光をもっとも狭義に使用するならば、『易経』の観光になり、英語ではそれはサイトシーイングの語がふさわしい。観光を広義に使用するときには、観光とレクリエーションと保養・休養を目的とした「旅行」になり、観政審の定義が該当する。英語のツーリズムは、この広義の観光にさらに、ビジネスと家事帰省を加えたすべての目的を含めた旅行でしょうされるのが主流を占めている。したがって、ツーリズムに該当する日本語は、「旅行」であり、ツーリズム・インダストリーも旅行産業とするのが望ましい。次に観政審の観光は、レクリエーションの一部であるというのは国際的に例が少なく通用しない。」と、観光=tourismでないと、明晰に説明し、観光政策審議会答申(平成7年(1995年)6月2日答申第39号)の定義も国際的に通用しないと痛烈に批判している。

筆者も、この批判に賛同するものであり、「ツーリズム」=「旅行」と捉えることで、医療ツーリズムとMICEの説明も可能になると考えている。

## (5) 「観光」の定義に絶対的なものはないとする説

塩田(平成11)<sup>xxii</sup>は、「観光」の定義に絶対的なものはない。なぜなら、それは時代背景が変わるにつれてともに変わっていくからである。」とする。

この説明が正しいとしても、「観光」を対象として研究等を行う場合、仮に定義づけすることは必要である。

## (6) 小括

上記(2)～(3)の「観光」の定義が妥当でない理由として、医療ツーリズムやMICEを説明できないこと

を挙げた。上記(2)～(3)の「観光」の定義によって、現実社会の現象をうまく説明できた時代もあったであろうが、現在ではうまく説明できなくなっているわけである。旧来の説では現象をうまく説明できない場合、現象をよりうまく説明できる説を採用するのが科学的な態度といえる。

筆者は、(4)の溝尾(2003)の分析に賛同するものである。日本語の「観光」を説明する際に引き合いに出されるのが、『易経』であるが、この意味の「観光」を「tourism」の訳語として使用することは、今や誤りであるというべきである。まず「観光」＝「tourism」ではないと確認されなければならないと思う。

その上で、「旅行」＝「tourism」と捉え、「観光学」を「旅行学」として、学問や政策を構築することが、無理がなく、国際的にもより普遍的な説明が可能となり、ふさわしいと考えられる。

### 3. インドネシア観光法(インドネシア共和国法律2009年第10号)の構成

インドネシア観光法(インドネシア共和国法律2009年第10号)の構成は次のとおり<sup>xxiii</sup>である。

#### 資料-1 インドネシア観光法(インドネシア共和国法律2009年第10号)の構成

インドネシア観光(Kepariwisata)法(インドネシア共和国法律2009年第10号)

大統領による法律制定文言

考量規定(法律制定の背景)

関連法令規定

第1章 総則

第1条 1号～15号まで 定義規定

第2章 原理<sup>xxiv</sup>、機能、及び目的

第2条 原理

第3条 機能

第4条 目的

第3章 観光(Kepariwisata)実施原則

第5条 観光(Kepariwisata)実施原則

第4章 観光(Kepariwisata)開発<sup>xxv</sup>

第6条 観光(Kepariwisata)開発実施原理(第2条の準用)

第7条 観光(Kepariwisata)開発の種類

第8条 観光(Kepariwisata)開発計画

第9条 観光(Kepariwisata)開発計画策定者

第10条 観光(Kepariwisata)政府による国内外からの投資促進

第11条 研究と開発

第5章 戦略地域

第12条 戦略地域の指定要件等

第13条 戦略地域の種類と指定者等

第6章 観光(Pariwisata)業

第14条 観光(Pariwisata)業の種類

第15条 観光(Pariwisata)業者の登録

第16条 観光(Pariwisata)業者の登録の見直し等

第17条 中小業者の保護

第7章 権利、義務、及び禁止

第1部 権利

第18条 法律に基づく、政府による観光(Kepariwisata)規制

第19条 全ての人の権利

第20条 全ての観光旅行(Wisata)者の権利

第21条 障害者、児童、高齢者の観光旅行(Wisata)者の権利

第22条 全ての観光(Pariwisata)業者の権利

第2部 義務

第23条 中央政府と地方政府の義務

第24条 全ての人の義務

第25条 全ての観光旅行(Wisata)者の義務

第26条 全ての観光(Pariwisata)業者の義務

第3部 禁止

第27条 全ての人が禁止される行為

第8章 中央政府と地方政府の権限

第28条 中央政府の権限

第29条 州政府の権限

第30条 県市政府の権限

第31条 表彰

第32条 中央政府と地方政府による情報提供

第9章 調整

第33条 中央政府による戦略的セクター<sup>xxvi</sup>間調整

第34条 正副大統領による戦略的セクター間調整指揮

第35条 大統領規則による規制

第10章 インドネシア観光(Pariwisata)促進機構

第1部 インドネシア観光(Pariwisata)促進機構

第36条 政府によるインドネシア観光(Pariwisata)促進機構設置支援義務

第37条 インドネシア観光(Pariwisata)促進機構の組織構成要素

第38条 インドネシア観光(Pariwisata)促進機構の政策決定者要素

第39条 インドネシア観光(Pariwisata)促進機構の政策決定者要素による政策実施者要素の決定

第40条 インドネシア観光(Pariwisata)促進機構の政策実施者要素

第41条 インドネシア観光(Pariwisata)促進機構の任務

第42条 インドネシア観光(Pariwisata)促進機構の資金源

第2部 地方観光(Pariwisata)促進機構

第43条 地方政府は地方観光(Pariwisata)促進機構設置を支援しうること<sup>xxvii</sup>

第44条 地方観光(Pariwisata)促進機構の組織構成要素

第45条 地方観光(Pariwisata)促進機構の政策決定者要素

第46条 地方観光(Pariwisata)促進機構の政策決定者要素による政策実施者要素の決定

第47条 地方観光(Pariwisata)促進機構の政策実施者要素

第48条 地方観光(Pariwisata)促進機構の任務

第49条 地方観光(Pariwisata)促進機構の資金源

第11章 インドネシア観光(Pariwisata)産業連合

第50条 インドネシア観光(Pariwisata)産業連合の設置等

第51条 インドネシア観光(Pariwisata)産業連合の定款等への詳細規定委任

第12章 人的資源研修、標準化、認証、及び労働力

第1部 人的資源研修

第52条 法令に基づく、中央政府と地方政府による人的資源研修の実施

第2部 標準化と認証

第53条 観光(Kepariwisata)分野の業務の標準化と認証

第54条 観光(Kepariwisata)分野の業務の標準と認証手続

第55条 政令への委任

第3部 外国人専門労働者

第56条 外国人専門労働者雇用の要件

第13章<sup>xxviii</sup> 費用支出

第57条 中央政府、地方政府、営業者及び一般大衆による観光(Pariwisata<sup>xxix</sup>)費用支出の分担

第58条 観光(Kepariwisata<sup>xxx</sup>)費用資金の管理方針

第59条 地方政府による観光(Pariwisata<sup>xxxi</sup>)収入一部配分義務

第60条 大統領規則による小島での営業者及び一般大衆による費用支出助成

第61条 中央政府と地方政府による観光(Kepariwisata<sup>xxxii</sup>)分野中小業者のための費用支出機会提供

第14章 行政罰

第62条 観光旅行(Wisata)者に対する行政罰

第63条 観光(Pariwisata)業者に対する行政罰

第15章 刑罰規定

第64条 観光(Wisata)的魅力<sup>xxxiii</sup>を破壊した全ての者に対する刑罰

第16章 経過規定

第65条 インドネシア観光促進機構設置時期

第66条 インドネシア観光産業連合設置時期等

第17章 附則<sup>xxxiv</sup>

第67条 本法施行令の制定時期

第68条 旧法の廃止

第69条 旧法関連法令の有効性と限界

第70条 本法施行日時

大統領による公布文言と署名

法務人権大臣による副署

官報登載文言

**4. インドネシア観光法における「観光」に相当する語の定義規定**

インドネシア観光法における「観光」に相当する語の定義規定は次の対訳のとおりである。

**対訳-1 インドネシア観光法における「観光」に相当する語の定義規定**

<p>UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 10.TAHUN 2009 TENTANG KEPARIWISATAAN</p> <p>BAB I KETENTUAN UMUM</p> <p>Pasal 1 Dalam Undang- Undang ini yang dimaksud dengan:</p> <p>1. Wisata adalah kegiatan perjalanan yang dilakukan oleh seseorang atau sekelompok orang dengan mengunjungi tempat tertentu untuk tujuan rekreasi, pengembangan pribadi, atau mempelajari keunikan daya tarik wisata yang dikunjungi dalam jangka waktu sementara.</p> <p>2. Wisatawan adalah orang yang melakukan wisata.</p> <p>3. Pariwisata adalah berbagai macam</p>	<p>観光に関する法律 インドネシア共和国法 律2009年第10号</p> <p>第1章 総則 第1条 この法律において以下 各号冒頭記載の用語の 定義は以下各号の定め るところによる:</p> <p>1. 観光 (Wisata<sup>xxxv</sup>) と は、個人または人の集団 が、娯楽のため、自己啓 発のため、または訪問地 の観光的魅力の独自性 を学ぶため、短期間、特 定の場所を訪問するこ とにより行う、旅行活動 をいう。</p> <p>2. 観光者 <sup>xxxvi</sup> (Wisatawan) とは、観光 (Wisata) を行う人をい う。</p> <p>3. 観光 (Pariwisata<sup>xxxvii</sup>)</p>
---	--

<p>kegiatan wisata dan didukung berbagai fasilitas serta layanan yang disediakan oleh masyarakat, pengusaha, Pemerintah, dan Pemerintah Daerah.</p> <p>4. Kepariwisataan adalah keseluruhan kegiatan yang terkait dengan pariwisata dan bersifat multidimensi serta multidisiplin yang muncul sebagai wujud kebutuhan setiap orang dan negara serta interaksi antara wisatawan dan masyarakat setempat, sesama wisatawan, Pemerintah, Pemerintah Daerah, dan pengusaha.</p>	<p>とは、様々な種類の観光 (wisata)活動であり、一 般大衆、営業者、中央政 府及び地方政府によっ て用意された施設やサ ービスによって支えら れた活動<sup>xxxviii</sup>をいう。</p> <p>4. 観光 (Kepariwisataan<sup>xxxix</sup>)と は、観光 (Pariwisata)に 関連する全ての活動で、 各個人と国家の需要の 形として、及び、観光者 (Wisatawan)と現地一般 大衆、観光者 (Wisatawan)同士、中央 政府、地方政府、及び営 業者との間の交流とし て、顕現する、多面性を 有し、多分野にわたるも のをいう。</p>
---	---

**5. 分析**

**(1) インドネシア観光法においては「wisata」を語幹とする言葉を3種類定義していること**

インドネシア観光法においては wisata、pariwisata、kepariwisataan という「wisata」を語幹とする言葉を3種類定義している。「wisata」はサンسكريット語源の言葉で人の物理的な移動である「旅行」を意味するが、インドネシア観光法においては「wisata」を「観光旅行」の意味に限定して定義付けしており、筆者<sup>xl</sup>の経験上、これは現代インドネシア人の「wisata」に対して抱く意味に近いといつてよい。

また、インドネシア観光法は、「pariwisata」を人の移動たる「旅行」から切り離れた、見たり聞いたり体験したりといった「観光」の意味として定義しており、一般的な現代インドネシア人が、「wisata」と「pariwisata」を混用していることが多い現状を法的に整理したといえ

る。

そして、インドネシア観光法は、「wisata」と「pariwisata」を包含した、もっとも広い概念として「kepariwisataan」を定義し、言葉の整合性の完成を狙っている。また法文中の「kepariwisataan」の用例をみると、「kepariwisataan」には「観光現象」を含んでいるようであり、この点でも言葉の整合性が図られていると考えられる。

以上の「wisata」、「pariwisata」、「kepariwisataan」を性質に基いて仮に訳し分けると次のとおりとなる。

(i) 「wisata」：観光旅行

(ii) 「pariwisata」：観光旅行中に行われる活動<sup>xi</sup>

(iii) 「kepariwisataan」：観光旅行中に行われる活動に関連する全ての活動<sup>xiii</sup>

## (2) インドネシア観光法における「観光」は活動(行為)であること

インドネシア観光法においては wisata、pariwisata、kepariwisataan はともに「kegiatan<sup>xiii</sup> (活動)」である旨規定している。「観光」を現象ではなく、「活動(行為)」と規定することは、法が行為規範であることから、妥当な立法的選択であるといえる。

## (3) インドネシア観光法における「観光」の中核となる概念

既に述べたとおり、インドネシア観光法の規定の基礎的概念は、「wisata」であり、これは、「観光旅行」となる。そうすると、「pariwisata」は、観光旅行関連活動、「kepariwisataan」は、広く「観光」と解しても良さそうである。しかし、このように解しては、最も広い概念が最も基礎的な概念の部分となってしまうため、論理的に整合的ではない<sup>xiv</sup>。ゆえにインドネシア観光法における「観光」の中核となる概念について検討する必要がある。

この点、インドネシア観光法では「wisata」の定

義規定中、「娯楽のため、自己啓発のため、または訪問地の観光的魅力の独自性を学ぶため<sup>xv</sup>、」として wisata (観光旅行)の目的を3種類限定列挙している。したがって、論理的には、この wisata (観光旅行)の目的が、すなわち観光旅行の「観光」に相当すると解すべきこととなる。これら3種類の目的を一般的に拡張して規範化すると、インドネシア観光法における「観光」とは、「訪問地<sup>xvi</sup>で見たり聞いたり体験したりする行為」と解される。

## 6. 示唆

インドネシア観光法においては、観光旅行(wisata)を基礎概念として、観光に関する3つの定義規定を置いており、また、観光旅行(wisata)から旅行を切り離れた「観光」についても論理的に「訪問地で見たり聞いたり体験したりする行為」と規定していると解されるところ、我が国観光立国推進基本法においても「観光」の定義を公定的に規定することが、「観光」の議論を活発化させ、観光立国を推進するという法の目的達成の促進に資するのではないかと。とりわけ、インドネシア観光法のように「観光」を行為と現象に峻別して規定することも十分検討に値する案と考えられる。

また、2.で述べたとおり、我が国の立法においては、「観光」、「旅行」、「ツーリズム(tourism)」の関係の整理も必要となろう。

## 7. 今後の研究課題

本稿は、「観光」の法的定義規定を比較するとどまっている。インドネシア観光法が「観光」の法的定義規定を置いていることが、インドネシアの観光開発<sup>xvii</sup>に貢献しているといえるのか、貢献しているといえるならばどのような貢献をしているのかを、明らかにすることが今後の研究課題である。

### 【補注】

<sup>i)</sup> 本稿において「インドネシア観光法」とは、特に断りがなければ、「インドネシア観光法(インドネシア共和国法律2009年第10号)」を指す。

<sup>ii)</sup> 佐竹(2010)89p。

<sup>iii)</sup> かつての立教大学社会学部観光学科など。

<sup>iv)</sup> コーネル大学ホテル経営学部(但しホテル経営のみを中心とする)など。

<sup>v)</sup> 高崎経済大学地域政策学部観光政策学科など。

<sup>vi)</sup> 大阪観光大学観光学部など。

<sup>vii)</sup> 旧観光基本法においても「観光」は、「国際平和と国民生活の安定を象徴するものであつて、その発達は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとするわれらの理想とするところである。また、観光は、国際親善の増進のみならず、国際収支の改善、国民生活の緊張の緩和等国民経済の発展と国民生活の安定向上に寄与するものである。」といい、「観光」についての公定

的性質を規定するのみで、「もの」の基礎概念が与えられていない。観光政策審議会の答申については別述。

viii) 比較法は本来の妥当な意味での政策を客観化する経験的道具である(シュヴァルツ(1988) p.258)。

ix) 本章は、査読を受けて追補した節である。併せて筆者の立場を明確にした。

x) 中尾他編(2017) p.5。なお、中尾(2004) p.5と比較すると、「非日常生活圏」が付加されている。

xi) 前田(2012) p.7、前田(1998) p.3。

xii) 岡本(2002) p.2。

xiii) ジェイティービー能力開発(2011) p.41~p.42、p.49。

xiv) 香川(1996) p.3。

xv) Meeting, Incentive, Conference(Convention), Exhibition(Event)。

xvi) 観光企画調査研究会(平成7) p.8。

xvii) 教材出版事業部編(2000) p.180。

xviii) 足羽(1998) p.3。

xix) 長谷編(平成12) p.1。

xx) 向山(2009) p.1。

xxi) 溝尾(2003) p.12~p.13。

xxii) 塩田(平成11) p.7。

xxiii) 本節(インドネシア観光法の構成)を一括して、文末の【資料】とする方法も考慮したが、「観光」の定義規定の法典中の位置づけを明らかにすることも本論の一部であるため、本文中に掲げた。また、文末の【資料】とすると、訳文についての注を記載できないという執筆体裁上の制限もある。

xxiv) 第2条で「*asas*」、第5条で「*prinsip*」がそれぞれ規定されているところ、「*asas*」として理念的な単語が羅列されているため「原理」と訳し、「*prinsip*」として要件を含む法文が列挙されているため「原則」と訳した。

xxv) 原語は「*pembangunan*」で、直訳すると「建設」となるが、「開発」を適訳とした。

xxvi) 例えば、税関、出入国管理、検疫、安全保障、治安、建設(道路、水道、電気等)、交通、観光促進、国際協力等(第33条各項)。

xxvii) インドネシア観光促進機構に対する中央政府の役割と地方観光促進機構に対する地方政府の役割の規定の仕方は違っており、中央政府が支援義務を有するのに対して、地方政府は支援しようと規定されている。

xxviii) 本章では、*Pariwisata* の語と *Kepariwisataan* の語が混用されている。誤記の可能性がある。趣旨から推定すると、本章の語は、*Kepariwisataan* で統一して理解するのが整合的である。

xxix) ママ。

xxx) ママ。

xxxi) ママ。

xxxii) ママ。

xxxiii) 原文は、*daya tarik wisata*。*Wisata* を観光旅行として統一的に理解するならば、「観光旅行の魅力」となるが、日本語としてやや不自然なので、「観光的魅力」とした。

xxxiv) 原文では、「結びの規定」。

xxxv) 「*wisata*」はサンスクリット語源の言葉で広く「旅行」を意味する。インドネシア観光法において、「*wisata*」は、娯楽のため、自己啓発のため、または訪問地の観光的魅力の独自性を学ぶため、という目的によって、元々の意味よりも縮小されて定義されている。「旅行」という要素が強い概念である。

xxxvi) 本稿では、*Wisatawan* を「観光旅行(*Wisata*)者」ともいう。

xxxvii) 「*pariwisata*」の語は、インドネシア観光法においては、観光者による行為というよりは、観光業者による行為の中での用例が多い。

xxxviii) インドネシア観光法においては、「*pariwisata*」概念により、見たり聞いたり体験したりといった「観光行為」を意識することができる。「*pariwisata*」概念により、人の移動である旅行から「観光」が分離されている。

xxxix) 「*kepariwisataan*」は、「*wisata*」を語幹とする単語の中で、もっとも広い意味を持つものとして定義されている。

xl) 元外務省在インドネシア日本国大使館政務専門調査員、元JICA国際協力機構インドネシア司法改革支援企画調査員。

xli) 法文の表現からは、*pariwisata* には、観光旅行中の、見たり、聞いたり、体験したりする行為、交通、宿泊、案内、土産物の売買などが含まれるようである。

xlii) 法文の表現からは、*kepariwisataan* には、観光旅行の事前と事後のさまざまな関連活動が含まれ、観光促進制度や観光開発計画、観光現象の分析なども含まれてくるようである。

xliii) インドネシア法律用語としての「行為」は、通常、*tindakan* であるので、*kegiatan* の主な訳語としては「活動」を採用した。なお、*kegiatan* は、「行事」と訳されることもある。

xliv) 日本語を中心に考えると、「観光旅行」は広義の「観光」に包含されると解釈する方が自然であるという批判がありうるが、本節における分析はインドネシア語の、*wisata*、*pariwisata*、*kepariwisataan* の論理関係に着目しているため、その批判は当たらない。

xlv) 原文：「*untuk tujuan rekreasi, pengembangan pribadi, atau mempelajari keunikan daya tarik wisata yang di kunjungi*」

xlvi) 「旅行先」といってもよい。

xlvii) インドネシアの来訪外国人旅行客数は2011年時点で約765万人と、世界的に見て上位にあるとはいえない(田中(2014) p.105)。しかし天然資源輸出に依存した経済から脱出すべく、政府は明確なビジョンと、ミッション、目的を持って、中長期的な戦略で取り組んでいる(田中(2014) p.117、*Kementerian Pariwisata*。(2017a,b)、*Titin*。(2012))。実際、インドネシア観光省は、観光法や国家開発計画に基づいて、主要16ディステーションを設定して観光政策を進めている(和知他(2015) p.171)。インドネシアのLCCの一つであるLion Airの保有機材数は、注文済み機材数を含め700機に及んでおり、デルタ航空に匹敵し、潜在的インバウンド需要の高さを物語っている(和知他(2015) p.179)。この点、我が国も2015年11月に二階俊博日本・インドネシア国会議員連盟会長のイニシアティブにより1000人規模の「日インドネシア文化経済観光交流団」をインドネシアに派遣し、我が国とインドネシア相互の来訪者を増加させるべく観光開発の国際協力が進んでいる(日本経済団体連合会(2015年12月10日)、日本旅行業協会(2015年12月1日)、観光経済新聞(2015年9月30日)、トラベルwatch(2015年9月16日)、在インドネシア日本国大使館(2013))。インドネシア入国にかかる査証も一時は有料となるなど(鈴木(2004) p.63参照。実際に有料化された。)観光開発の点では停滞といえる制度改革があったが、2017年時点では、無料化が進み、規制は大幅に緩和されている。インドネシアには熟練した観光ガイドが存在する観光地(ジョグジャカルタなど)があり(神田(2003) p.189)、観光ガイドの育成が喫緊の課題となっている我が国よりも先行している面もある。

#### 【引用・参考文献】

足羽洋保(1998)『新・観光学概論』ミネルヴァ書房  
岡本伸之(2002)『観光学入門』有斐閣  
神田孝治(2003)「インドネシアにおける観光現象の諸

相』『都市文化研究 2号』大阪市立大学  
 教材出版事業部編(2000)『新・観光学入門 第2版』交通公社教育開発  
 佐竹 真一(2010)「ツーリズムと観光の定義-その語源的考察、および、初期の使用例から得られる教訓-」『大阪観光大学紀要 開学10周年記念号』大阪観光大学  
 塩田正志編(平成11)『観光学』同文館出版株式会社  
 ジェイティービー能力開発(2011)『観光学基礎』ジェイティービー能力開発  
 シュバルツ リーバーマン著 田嶋信雄訳(1988)「比較法 方法と可能性」『成城法学 第27号』成城大学法学部  
 鈴木勝(2004)「査証上の規制緩和が及ぼす国際観光振興の一考察 -訪日ツーリズム活性化へのヒント-」『大阪明浄大学紀要第4号』大阪明浄大学  
 観光企画調査研究会(平成7)『観光がわかる本』日本実務出版株式会社  
 田中 一郎(2014)「インドネシアのツーリズム政策」『ホスピタリティ・マネジメント Vol.5 No.1』亜細亜大学  
 中尾清他編(2017)『観光学入門 第3版』晃洋書房  
 中尾清(2004)『観光学概論講義』摂河泉文庫  
 長谷政弘編(平成12)『観光学辞典』同文館出版株式会社  
 前田勇編(2012)『現代観光総論 改定新版』学文社  
 前田勇編(1998)『現代観光学キーワード事典』学文社  
 前田勇編(1996)『現代観光学の展開』学文社  
 溝尾良隆(2003)『観光学 基本と実践』古今書院  
 向山秀昭(2009)『三訂 大学生の観光学ノート』国際観光サービスセンター  
 和知恵一他(2015)「インドネシアの観光政策とインバウンドの考察 -ジャカルタ・バリを中心として-」『西武文理大学サービス経営学部研究紀要第26号』西武文理大学  
 Maria Farida Idrati S.(2005.07.14.). Apa Beda Keppres-Perpres-Inpres? Kompas.  
 Titin FATIMAH et.al. (2012). Evaluation of Rural Tourism Initiatives in Borobudur Sub-District, Indonesia. J. Archt.Plann., AIJ, Vol77. No. 673.

#### 【参考ウェブサイト】

観光基本法(旧)  
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/houritsu/04319630620107.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/04319630620107.htm) (2017.11.27.)  
 観光経済新聞(2015年9月30日)「インドネシアへ大訪問団、観光と経済交流促進へ」

<http://www.kankokeizai.com/インドネシアへ大訪問団、観光と経済交流促進へ/> (2017.11.27.)  
 観光政策審議会(平成7年6月2日)今後の観光政策の基本的な方向について(答申第39号)  
<http://www.mlit.go.jp/singikai/unyusingikai/kankosin/kankosin39.html> (2018.03.15.)  
 観光庁(2017).所管法令  
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/about/houritsu.html> (2017.11.27.)  
 観光立国推進基本法  
[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=418AC100000117&openerCode=1](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418AC100000117&openerCode=1) (2017.11.27.)  
 在インドネシア日本国大使館(2013)日本とインドネシアの観光関係 インドネシアを訪問する日本人観光客を増加させるには  
[http://www.id.emb-japan.go.jp/speech\\_dubes\\_trsm\\_j.html](http://www.id.emb-japan.go.jp/speech_dubes_trsm_j.html) (2017.11.27.)  
 トラベルwatch(2015年9月16日)観光、経済両面での交流拡大を狙う1000名の「日インドネシア文化経済観光交流団」を11月に派遣  
<https://travel.watch.impress.co.jp/docs/news/721492.html> (2017.11.27.)  
 日本経済団体連合会(2015年12月10日)「日インドネシア文化経済観光交流団がジャカルタ訪問 -ジョコ大統領ら政府要人が出席し交流イベントやセミナーを開催」  
[http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2015/1210\\_01.html](http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2015/1210_01.html) (2017.11.27.)  
 日本旅行業協会(2015年12月1日)「日インドネシア文化経済観光交流団」報告 [https://www.jata-net.or.jp/membership/topics/2016/160104\\_jpnindnsbnkrepo.html](https://www.jata-net.or.jp/membership/topics/2016/160104_jpnindnsbnkrepo.html) (2017.11.27.)  
 Kementerian Pariwisata.(2017a). Kebijakan.  
<http://www.kemenpar.go.id/asp/ringkasan.asp?c=33> (2017.11.27.)  
 Kementerian Pariwisata.(2017b). Struktur Organisasi.  
<http://www.kemenpar.go.id/asp/ringkasan.asp?c=8> (2017.11.27.)  
 UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 10. TAHUN 2009.  
[http://www.kemenpar.go.id/userfiles/file/4636\\_1364-UUTentangKepariwisataannet1.pdf](http://www.kemenpar.go.id/userfiles/file/4636_1364-UUTentangKepariwisataannet1.pdf) (2017.11.27.)